

社会福祉法人 久住会
指定訪問介護事業
久住会ホームヘルプサービス 運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人久住会が開設する指定訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護。又は調理、洗濯、掃除等の家事、その他の生活全般にわたる支援を総合的に提供するものとし、特定の援助に偏しないようにする。

2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するようその目標を設定し計画的に行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

4 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

第3条（事業所の名称）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 久住会ホームヘルプサービス
- 2 所在地 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野1751番地

第4条（職員の職種、員数、及び職務内容）

事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤 福寿園施設長と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 サービス提供責任者 2名（常勤専従）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- 3 訪問介護員等 5名以上 訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。（サービス対応可能時間同じ）

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。（但し、日曜日については必要に応じて営業する）
- 2 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
（但し、超過時間については必要に応じる）

第6条（指定訪問介護の内容及び利用料等）

指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表を参照。

① 訪問介護サービス

イ. 身体介護 ロ. 生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費 は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 実施地域を超えた地点から、片道おおむね10km未満 500円

② 実施地域を超えた地点から、片道おおむね10km以上15km未満 750円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 事業所は、利用者に指定訪問介護を提供した際には、以下の事項を記したサービス提供記録を作成しなければならない。

- （1）指定訪問介護の提供日、提供時間
- （2）指定訪問介護の具体的な内容
- （3）利用料金、保険給付の額
- （4）利用者の心身の状況
- （5）その他必要な事項

第7条（緊急時等における対応方法）

訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い市町村（広域連合を含む。以下同じ。）、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業等に連絡しなければならない。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、小竹町、宮若市、飯塚市の区域とする。

第9条（衛生管理対策）

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）従業者については、適宜、健康診断等を実施する
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（感染症対策委員会）を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図る。
- （3）事業所における「感染症の予防及びまん延防止のための指針」を整備する。
- （4）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第10条（居宅介護支援事業者との連携）

事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保険医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、必要な情報を提供することとする。

第 11 条（利用者に関する市町村への通知）

事業所は、利用者が正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村に通知することとする。

第 12 条（利益供与の禁止）

事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第 13 条（秘密保持）

事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

第 14 条（苦情処理）

利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。

第 15 条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

第 16 条（業務継続計画）

事業所は、感染症や自然災害の発生時において入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 17 条（パワハラ・セクハラの防止）

事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

第 18 条（その他運営についての留意事項）

訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後 1 か月以内

②継続研修年 1 回

2 この規定の概要等、利用者のサービス選択に係る事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。

3 訪問介護計画を作成し、利用者又は家族に対して説明し、署名・捺印にて同意を得、交付する。及びサービス提供記録については、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供する。

4 訪問介護計画、及びサービス提供記録、事故発生時の記録、市町村への通知、並びに苦情処理に関する記録については、整備の上、サービス提供にかかる保険給付支払の日から 5 年間保存する。

5 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県から求められた場合には、その改善の内容を都道府県に報告する。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 9 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 01 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 06 年 4 月 1 日から施行する。